

# 道路工事承認申請書

新 更 変 羽建収第 号  
規 新 更 令和 年 月 日

令和 年 月 日

羽生市長 齋藤 万紀子 様

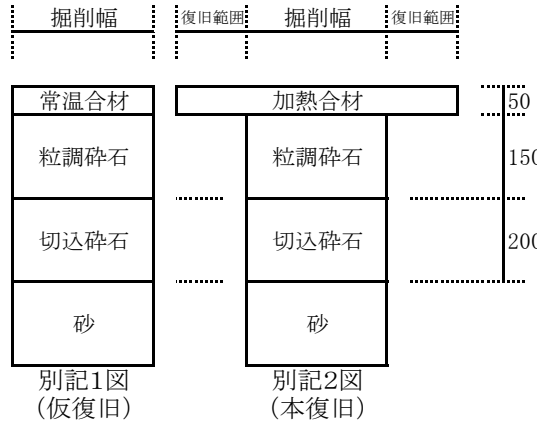
住所  
氏名  
担当者  
電話

道路法第24条の規定により許可を申請します。

工事の目的			
工事の場所	路線名	市道	号線 車道・歩道・その他( )
	場所	羽生市	地先から 地先まで
工事の内容	名称	規格	数量
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	工事物件 の構造
工事実施 の方法			添付書類 ○案内図 ○平面図 ○(縦)横断面図 ○構造図 ○舗装復旧図 ○現況写真
道路の 復旧方法			

## 〔許可条件〕

- 工事について、羽生市建設課長の指示に従い竣工の時は確認を受けること。○工事完了後、施工前、施工中、施工後の写真を提出すること。
- 掘削のときは、他の路床部分及び構造物に支障を及ぼさないようにすること。○舗装の切断は、コンクリートカッター等で直線にかつ路面に垂直に行わなければならない。また、車道部分の掘削幅は必要最小限としなければならない。
- 工事中は交通の危険防止の道路標識、夜間は黄色点滅灯をつけ、その他交通安全上必要な措置を講ずること。
- 交通対策については、羽生警察署の許可を受けると共にその指示に従い、一般交通の支障とならないようにすること。
- 一日工程の掘削埋もどし及び転圧は一層(20cm)ごとにしめ固めを実施すること。
- 工事の施工にあたっては、沿線住民に工事の内容を十分周知させなければならない。
- 舗装路面の掘削部分は、充分転圧をした後仮復旧し1ヶ月経過したのちにすみやかに本復旧すること。また、復旧の標準舗装構成は、原則として別記1図、別記2図のとおりとする。ただし、特殊なものについては、関係課と協議し決定すること。
- 砂利道の場合は、路面に砕石を敷均し、充分転圧を行うものとする。
- 本復旧を施工するまでの間、申請者は工事施工箇所を常に巡回し、路面の沈下、排水処理その他不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。
- 交通に支障をきたさぬよう十分注意し交通安全につとめること。万一、通行者に障害等を与えた場合は、申請者がすべて責任を負うとともに、被害者に対する損害賠償及び休業補償並びに医療費等は、申請者が負担し被害者から後日異議申立てなきよう解決すること。
- 工事の結果完成した物件は、完了確認を経て市に寄付すること。
- 工事完了後、申請者の道路構造物に対する責任期間は検査合格の日から2カ年間とする。ただし、街路樹の復植については1カ年間とする。
- 許可条件に反した場合及び市の土木工事等で支障が生じた場合は、市道の工事を一時中止または取り消すことがある。
- 工事発注前に水道課、下水道課と協議すること。



\* 申請書はそれぞれ添付書類を付け2部提出すること。

◎歩道の乗入れ部分は車道に準じる

# 道路工事承認書

上記の申請について道路工事を承認する。ただし、上記記載の条件を守ること。

令和 年 月 日 羽建収第 号

羽生市長 齋藤 万紀子